

エネルギー科学研究科共用スペースの使用要項

平成30年7月12日 国際先端エネルギー科学研究教育センター運営委員会制定

平成30年12月26日一部改正

平成31年 2月14日一部改正

令和元年 7月11日一部改正

令和4年 7月 1日一部改正

(目的)

第1 この要項は、エネルギー科学研究科（以下「研究科」という。）における国際的な先端的项目研究の遂行と実験設備の共同利用による新たな教育研究活動を推進することを目的として、研究科が保有する研究科共用スペースの使用に関し、必要な事項を定めるものである。

(研究科共用スペースの定義)

第2 研究科共用スペースは、別表1のとおりとする。

(管理)

第3 研究科共用スペースの管理運営は、国際先端エネルギー科学研究教育センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）が行うものとする。

(使用の申込み)

第4 研究科共用スペースの使用を希望する者（以下「使用責任者」という。）は、原則として使用する2か月前までに、「エネルギー科学研究科共用スペース使用申込書」（別紙様式）により、国際先端エネルギー科学研究教育センター長（以下「センター長」という。）宛て申し出るものとする。

2 前項の申し出ができる者は、次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

(1) 本研究科の教職員

(2) その他センター長が適当と認める者

3 第1項の申し出があった場合、センター運営委員会において、その使用の可否について決定する。

4 センター長は、使用責任者に対し、前項の結果を文書にて通知するものとする。

(使用期間)

第5 特定のプログラム又はプロジェクト等にかかる研究を実施する場合は、当該プログラム又はプロジェクト等（以下「当該プログラム等」という。）の継続する期間を使用期間とする。この場合、第4に定める使用申込書のほか、当該プログラム等の実施期間が確認出来る書類を添付することとする。

第6 第5に定める以外の研究に係る使用については、使用期間を1年以内とする。ただし、年度の途中で申し込みがあった場合は、当該年度の末日までとする。

2 継続して使用を希望する場合は、使用期間満了の2か月前までに、センター長宛て申し出るものとする。

3 前項の申し出があった場合は、センター運営委員会において、その使用の可否について決定する。

第7 第5及び第6にかかわらず、別表1のうち工学部総合校舎および総合研究12号館については、研究科の共同実験室として運用することを目的としているため、原則として使用期間を設けないものとする。

(使用料)

第8 研究科共用スペースについて、使用料を別表2のとおりとする。ただし、共同で利用する機器を設置し、研究科内外の者が利用出来ることとする場合には、その全部または一部の共用スペースにかかる使用料は徴しないこととする。

(経費負担)

第9 次の各号に掲げる経費は、使用責任者の負担とする。

(1) 使用責任者又は共用スペース使用に係る教育・研究を共に行う者等がその責に帰すべき事由により、共用スペースの設備又は備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その修繕に要する費用

(2) 共用スペースの維持管理のために通常必要とする軽微な修繕、消耗品の取替え等に要する費用

(3) 実験機器等の搬入、設置、調整及び撤去に係る経費

(使用料の返還)

第10 一旦納入された使用料は、使用責任者の都合により使用を取り止めた場合及び使用責任者の責に帰すべき事由により、研究科が使用許可を取り消し又は使用を中止された場合には返還しない。ただし、研究科の都合により使用許可を取り消し又は使用を中止させた場合は、使用料の全部又は一部を返還する。

(原状回復義務)

第11 使用期間が終了した時において、使用していた研究科共用スペース内に残置物等がある場合には、使用責任者の経費で以ってこれを撤去し、原状に復して研究科に返還するものとする。

2 使用責任者は、前項の返還に際し、使用責任者立ち会いのうえ、エネルギー科学研究科事務長の検査確認を受けなければならない。

3 研究科共用スペースの返還が遅延した場合には、遅延期間に応じ相応の遅延金を使用責任者に支払わせることがある。

(その他)

第12 この使用要項に定めるものの他、必要な事項はセンター長が定めるものとする。

附 則

この使用要項は、平成30年7月1日から施行する。

この使用要項は、平成30年12月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この使用要項は、平成31年2月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この使用要項は、令和元年7月11日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

この使用要項は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1

建物名	室番号	室名	面積 (㎡)
総合研究 1 0 号館	001	共同実験室 1	41
	008	共同実験室 3	29
	011	共同実験室 2	41
	010	共同実験室 4	57
	155	共同実験室 8	27
	301	共同実験室 5	20
	401	共同実験室 6	40
	402	共同実験室 7	29
総合研究 1 1 号館	003	実験室	40
	004	実験室	38
	005	実験室	57
	010	実験室	49
	210	研究室	18
総合研究 1 2 号館	022	共同実験室	57
工学部総合校舎	B001	共同実験室	31
	B002	共同実験室	209
	B003	共同実験室	47
先端エネルギー科学 実験棟	B101	先進プラズマ応用分光実験室	77
	102	プラズマ分光計測室	42
	503	教員学生研究室 7	25
	504	教員学生研究室 8	27

別表 2

区分	使用料
使用責任者が研究科教職員の場合	月額 400円/㎡
使用責任者が研究科教職員以外の場合	月額 1,000円/㎡

(別紙様式)

エネルギー科学研究科共用スペース使用申込書

令和 年 月 日

国際先端エネルギー科学研究教育センター長 殿

申請者
所 属
氏 名

印

エネルギー科学研究科共用スペースの使用要項に基づき、次のとおり研究科共用スペースの使用を申し込みます。

記

1. 使用場所

2. 使用期間

※要項第5に該当する場合は、実施期間が確認出来る書類を添付すること

3. 使用目的

※要項第5に該当する場合は、研究課題名を記載すること

4. 利用計画(事業計画)

5. 共同で利用する機器の設置 有 ・ 無

※なお、有の場合は、共同利用機器リスト及び配置図、当該機器の設置スペース (㎡) を記載した書類を添付すること

6. その他参考になる資料等